

生計維持者の死亡又は事故・病気等にもなう家計急変者にかかる 納付金減免の申請について

<制度概要について>

生計維持者（原則父母）が死亡又は事故・病気等により6ヵ月以上就業不能になったことで家計が急変し、経済上就学が著しく困難になった学部生に対し、授業料、施設費及び設備費（以下「納付金」という。）の減免を行う。

<高等教育の修学支援新制度（家計急変採用）および日本学生支援機構貸与奨学金（第一種・第二種）の申請等について>

本制度は家計急変発生後に高等教育の修学支援新制度（家計急変採用）に申請し、家計基準により不採用となっていることかつ日本学生支援機構貸与奨学金（第一種・第二種）を利用していることが条件となります。

<減免額>

納付金の1/2の額

※減免の決定時点において、未納の納付金がある場合は、未納の納付金から減免となります。

<減免期間>

採用決定後、1年間

<減免基準>

以下(1)～(10)のすべてに該当すること

- (1) 家計急変が申請年度の前年度以降に発生したものであること。
- (2) 家計急変事由が発生した生計維持者が事由発生前無収入でないこと。
- (3) 家計急変事由が生計維持者の死亡の場合は、戸籍抄本又は住民票の除票により死亡日を、事故・病気等による就業不能の場合は、発病日（受傷日）及び6ヵ月以上の就業不能状態であることが医師の診断書により確認できること。
- (4) 申請時点で、家計急変発生後に高等教育の修学支援新制度（家計採用）に生計維持者の死亡、事故又は病気を事由として申請し、家計基準審査により不採用となっている者又は家計急変が発生した学生が定期採用（在学採用等）に申請後、家計基準審査により不採用となったため、家計急変採用として再申請した場合であっても、家計基準審査により不採用となることが確実である者。
- (5) 申請時点で日本学生支援機構貸与型奨学金（緊急・応急採用を含む）を受けていること。
- (6) 家計急変の状況が改善せず、現在の状況が継続した場合、納付金未納による除籍又は経済的困窮により退学となる可能性が極めて高い者。
- (7) 申請時点で高等教育の修学支援新制度の学業成績基準を満たしており、学修に対する意欲が強く、学修の目的、計画等が明確であることが学修計画の入力により確認できること。
- (8) 他財団等から納付金額以上の給付奨学金等を受給していないこと。
- (9) 家計急変が生じていない生計維持者の最新の収入に関する証明書（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等）に記載されている収入・所得金額が以下ア～ウのいずれかに該当すること

と。

(ア) 給与・年金収入のみの場合 給与・年金収入金額（控除前）が650万円未満

(イ) 給与・年金収入以外の所得のみの場合 所得金額が350万円未満

(ウ) 給与・年金収入及びその他の所得の両方がある場合 その他の所得が350万円未満、かつ、給与・年金収入及びその他の所得金額を合算した金額が650万円未満

(10) 過去に本規則に基づく納付金の減免措置を受けていないこと。

<申請手続きについて>

生計維持者の死亡又は事故・病気等にもなるとなると家計が急変した方は、まずは下記の<お問い合わせ先>にご連絡ください。

申請に必要な書類や申請方法についてご案内いたします。

<申請期限>

前期申請期限：6月30日 後期申請期限：12月15日 （必着）

※各〆切日までに学生部に到達したものをその学期の減免審査対象とし、〆切日後に到達したものは翌期の減免審査対象とします。〆切前でも随時受け付けますので、書類が整い次第ご提出下さい。

<お問い合わせ先>

成蹊大学学生部 〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1

TEL : 0422-37-3539 Email : shogakukin@jc.seikei.ac.jp